

福岡県特定行為研修推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県特定行為研修推進事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、手順書により特定行為を実施できる看護職員の養成・確保を推進するため、医療機関等に対し必要な経費を補助することにより、質の高い医療および看護を提供することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、県内の病院等の開設者等が自施設の看護職員に保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修を受講させるものとする。

2 補助事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業実施主体)

第4条 補助事業を実施できる者は、次の各号に掲げる全ての事由を満たしている者とする。

(1) 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第3項に規定する病院等の開設者等（歯科医業に係るものは除く。）であること。

(2) 特定行為研修を受講する看護職員を雇用していること。

2 前項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている場合

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている場合

(4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している場合

イ 暴力団員が実質的に運営している場合

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している場合

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している場合

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している場合

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している場合

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額の算定は次のとおりとする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1（訪問看護ステーションの場合は3分の2）を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（経費配分の変更が10%を超えない軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業内容を変更（事業費の10%以上の変更を伴わない軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、福岡県補助金等交付規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (8) 補助金と事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成し、当該収入及び支出にかかる証拠書類を整理し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。

(申請手続)

第7条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式1により知事が別途定める日までに知事に申請しなければならない。

(変更申請手続)

第8条 事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、様式1－2により、知事が別途定める日までに知事に提出するものとする。

(概算払の請求)

第9条 この補助金は、概算払によることができるものとし、事業者が概算払を受けようとするときは、様式2により知事に請求しなければならない。

(実績報告)

第10条 事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して1月を経過した日（第6条第3号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、様式3により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該実績報告書に基づいて第5条により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。

2 知事は、前項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は補助事業者の承諾を得た上で職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「検査等」という。）ができるものとする。

3 補助事業者は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告)

第12条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式4により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(その他)

第13条 特別の事情により第5条、第7条、第8条及び第10条に定める算定方法、手

続にすることができない場合には、あらかじめ、知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 2 日から施行し、令和元年度から令和 6 年度までの補助金について適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行し、改正後の福岡県特定行為研修推進事業費補助金交付要綱の規定は、令和 2 年度の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行に伴い改正される前の各様式については、令和 3 年 3 月 3 1 日までの間、改正後の各様式とみなすことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、改正後の福岡県特定行為研修推進事業費補助金交付要綱の規定は、令和 4 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、改正後の福岡県特定行為研修推進事業費補助金交付要綱の規定は、令和 6 年度の補助金について適用する。

(別表 1)

1 基準額	2 対象経費
受講者 1 人当たり 700 千円	特定行為研修の受講に要する入学金及び授業料（補助事業者が負担した経費に限る。） ただし、上記対象経費にはやむを得ず当該年度以前に支出せざるを得ない経費で当該年度の研修に係る費用を含む。

(別表 2)

番号	特定行為区分
1	呼吸器（気道確保に係るもの）関連
2	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連
3	呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連
4	循環器関連
5	心嚢ドレーン管理関連
6	胸腔ドレーン管理関連
7	腹腔ドレーン管理関連
8	ろう孔管理関連
9	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連
10	栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連
11	創傷管理関連
12	創部ドレーン管理関連
13	動脈血液ガス分析関連
14	透析管理関連
15	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
16	感染に係る薬剤投与関連
17	血糖コントロールに係る薬剤投与関連
18	術後疼痛管理関連
19	循環動態に係る薬剤投与関連
20	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連
21	皮膚損傷に係る薬剤投与関連